

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札は低入札価格調査制度を適用する。

令和 6年 3月 8日

国立研究開発法人国立がん研究センター  
理事長 中金 齊

## 1 工事概要

- (1) 工事名 R6年度 中央病院棟空調・換気・衛生設備整備工事
- (2) 工事場所 東京都中央区築地5-1-1 国立がん研究センター中央病院棟
- (3) 工事内容 R6年度 中央病院棟空調・換気・衛生設備整備工事 一式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで

## 2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人国立がん研究センター契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補佐人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 資格審査結果通知書（厚生労働省競争参加資格）において「管工事」のA又はBの等級のいずれかの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年以降に250床以上の病院で外来部門にかかわる新築又は改修の施工の実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が50%以上の場合のものに限る）
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で当該工事に配置できること。
  - ① 1級建築士又は1級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。
  - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格証を有する者であること。

- (6) 院内感染予防対策について、具体的対策を講じた実績を有すること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 東京都内に建設業に係る管工事業の許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建築工事業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

国立がん研究センター財務経理部 築地C 財務経理課

〒104-0045 東京都中央区築地5-1-1

TEL：03-3542-2511(内線 6093) FAX：03-3542-2544

#### (2) 入札説明書及び図面等の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和6年3月8日(金)から令和6年3月25日(月)までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分～17時00分までとする。

交付場所：上記(1)に同じ

#### (3) 申請書・資料提出方法

期間：令和6年3月8日(金)から令和6年3月25日(月)までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分～17時00分までとする。

提出場所：上記(1)に同じ

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①提出方法：持参すること。(郵送による提出は認めない。)

②入札書提出期限：令和6年 4月 17日(水) 17時00分まで

③入札書提出場所：上記(1)に同じ

④開札日時：令和6年 4月 18日(木) 15時00分

⑤開札場所：国立がん研究センター 管理棟 1階 第4会議室

### 4 その他

#### (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

#### (2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### (3) 交渉権者及び契約価格の決定

契約する事項に関する仕様書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることができる。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、そ

の者を契約の相手方とする。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行う。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ

(8) 詳細は、入札説明書による。